

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）

（照会者名）（敬称） から、令和 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）に係る関税率表適用上の所属区分等についての
照会につきましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お
知らせします。

切替えを行わない理由：

- ☐ 具体的な照会でない。
- ☐ 回答に見本の提出が必要。
- ☐ 一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について回答できると認められない。
- ☐ その他：

税関 業務部
（首席）関税鑑査官

上記照会貨物の関税率表適用上の所属区分等について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載して
あります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） までお問い合わせください。

関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号

関税率

内国消費税及びその税率

参考（他法令）

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」（C 第 1000 号）を税関
に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資
料の提出をお願いすることがあります。
2. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、
照会された貨物について一律に適用されるものではありません。
3. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割
合です。
4. この回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎませ
んので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。
5. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の
申出を行うことはできません。

（規格 A 4）